

2026年10月8日

各 位

会 社 名 株式会社シンシア

代表者名 代表取締役執行役員社長 中村 研

(コード番号：7782 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役執行役員管理部長 荒井 慎一

(TEL.03-5615-9059)

支配株主への資金の貸し付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり当社の親会社である株式会社ユカリア（東証グロース市場：286A、以下「ユカリア」といいます。）との間で資金の貸付（以下「本取引」といいます。）を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 資金貸付の経緯及び理由

当社は2026年7月14日開催の取締役会決議により、親会社であるユカリアに対する資金の貸付を実施いたしました。

当該貸付の検討にあたっては、金融機関預金、日本国債等の安全資産その他の運用手段との比較検討を行った結果、収益性の観点から合理的であると判断いたしました。

なお、当該貸付については、2026年9月30日に元本全額の返済を受けるとともに、契約条件に基づく利息全額を受領しており、当該貸付に係る債権は全て回収しております。当該貸付の実施時点において、本取引は予定されておらず、当社として反復継続的な貸付を予定していたものではありませんでした。

今般、前回貸付の返済完了後、ユカリアにおいてファクタリング事業に伴う新規かつ短期的な資金需要が生じたことから、当社に対して改めて資金貸付の要請がありました。

本取引については、前回貸付とは別個の取引として、当社において改めて貸付条件及び資金運用としての合理性を検討した上で決定しております。

当社は、金融機関預金、日本国債等の安全資産その他の運用手段との比較検討を行った結果、本取引は収益性の観点で優位性が認められることに加え、貸付先の財務状況、返済原資、信用リスク及び無担保であることに伴うリスクを総合的に勘案した結果、当社にとって合理的であると判断し、当該資金を貸し付けることといたしました。

当社は、事業運営に必要な資金を十分確保した上で本取引を実施する予定であり、当社の財務の健全性に影響を及ぼすものではなく、また合理的な条件により実施することから、当社の企業価値の維持・向上に資するものと判断しております。

2. 貸付の内容

(1) 貸付先	株式会社ユカリア
(2) 貸付額	1,000百万円
(3) 資金使途	ファクタリング事業に伴う短期的な資金需要
(4) 契約日	2026年10月8日
(5) 貸付日	2026年10月9日
(6) 返済期限	2026年12月29日
(7) 貸付金利	年8.0% (固定金利)
(8) 担保の有無	なし

貸付額につきましては、当社のキャッシュフローの予測をもとに、事業運営に必要な資金を勘案して決定しております。

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、ユカリアが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引に該当しております。

また本取引にあたっては、法令、社内規程に基づき、取引条件が合理的な条件であること等を確認の上、実施の可否を決定し、かつ、重要な取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。この点、当社は、本取引についてユカリアからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)及び(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反回避措置

当社は、本取引の公正性を担保するため、金融機関預金、日本国債等の安全資産その他の運用手段との比較検討を実施しております。

本取引については、前回貸付とは別個の取引として、当社において貸付条件の妥当性を検討した上で、ユカリアとの協議を経て貸付条件を決定しております。

また、貸付先であるユカリアの財務状況、事業の安定性、資金使途、返済原資及び資金繰りの状況等を確認した上で信用リスクを評価しており、本取引の実施に支障となる特段の懸念は認められないと判断しております。

その結果、本取引は収益性の観点で優位性が認められることに加え、貸付先の信用リスク及び無担保であることに伴うリスクを総合的に勘案した上で設定された条件であり、当社にとって合理的な資金運用であると判断いたしました。

さらに、当社は事業運営に必要な資金を十分確保した上で本取引を実施する予定であり、当社の財務の健全性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

なお、本取引に関する取締役会決議にあたっては、支配株主との間に特別な利害関係を有する取締役は存在しておらず、独立社外取締役を含む取締役全員が審議及び決議に参加し、全会一致で可決されております。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当該決定に際して、支配株主と利害関係のない独立社外取締役3名により、本取引の必要性、取引条件

の妥当性及び意思決定過程の公正性等の観点から慎重に検討を行いました。

また、2026年9月24日付で、支配株主と利害関係のない独立社外取締役3名より、以下の意見を得ております。

なお、2026年7月14日開催の取締役会決議に基づき実施したユカリアに対する資金の貸付については、契約条件どおり2026年9月30日に元本の返済及び利息の支払いが行われたことも確認しております。

本取引については、資金の有効活用及び貸付条件の妥当性の観点から検討を行った結果、

- ① 当社の資金状況等を踏まえた場合において、余剰資金を貸し付けることに不合理な点は認められず、また、前回貸付について契約条件どおり返済及び利息の支払いが行われていることを踏まえると、本取引の貸付条件は市場金利等を踏まえるとともに、貸付先の信用リスク及び無担保であることに伴うリスクを総合的に勘案した合理的な水準であり、当社の企業価値を損なうものではないと認められること
- ② 本取引に係る契約条件その他の内容についても特段不合理な点は認められず、妥当なものであること
- ③ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていることから、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められること
- ④ その他本取引の判断を覆すべき特段の事情は認められないこと

4. 業績に与える影響

本取引による2026年12月期の連結業績への影響は軽微と見込んでおりますが、公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上